

とりしん教育ローン（カード型）

平成 28 年 10 月 27 日現在

商 品 名	極度型教育ローン
ご 利 用 いただける方	当金庫の営業地区内に住所か居所を有する方、または同地区内の事業所に勤務されている方 教育資金が必要なお子さまをもつ保護者の方で、次の要件を満たす方 ・対象の学校へ入学もしくは在学する子弟を有する親権者等 ・満 20 歳以上、完済時満 76 歳未満の方 ・安定継続した収入のある方 ・保証会社の保証を受けられる方
対 象 学 校	大学院・大学・短期大学、専修学校・各種学校・予備校・専門学校、高等専門学校、高等学校、中学校
お 使 い み ち	学校納付金、下宿代等教育関連諸費用、他社教育ローンの借換え資金
ご 融 資 金 額	500万円以内(10万円単位) ただし、医療関係学部(医学部、歯学部、薬学部等)の場合は、1,000万円以内(10万円単位)とする。融資金額が500万円超のお申込みは、申込金額以上の年収のある方が対象となります。
ご 融 資 期 間	<p>・カード利用期間(所定の在学期間)+10年以内 ただし、合格確定の場合は、ご入学前※(最長6ヶ月)からカード利用が可能です。大学院進学の場合は2年間、留学の場合は1年間のみカード利用期間を延長します。 ※合格通知書等でご入学の確認をさせていただきます。</p> <p>・分割返済期間 卒業後10年以内(1ヶ月単位)</p> <p><イメージ図></p> <p>契約時 卒業予定年度の3月末 完済時</p>
ご 融 資 利 率	変動金利型(当金庫新短期貸出最優遇金利を基準に変動します。)
ご 返 済 方 法	<p>・カード利用期間は、任意返済</p> <p>・分割返済期間は、元利均等毎月返済(ボーナス時の増額返済もご利用いただけます。)</p> <p>※ご卒業されて次に到来する4月の利払日まで利息のみをお支払いいただき、5月の約定返済日から元利均等毎月返済となります。</p>
担 保 ・ 保 証 人	原則不要です。(保証会社山陰信販㈱が審査のうえ保証します。)
諸費用・手数料	<p>・ご契約の際に、ローン契約書及び変動金利特約書に貼付する印紙代 400 円が必要です。</p> <p>・手数料は、不要です。</p>
保 証 料	保証料は、融資利率に含まれています。
延滞損害金	年 14.6%
利息の計算方法	カード利用期間(卒業してから次に到来する4月の利払日の前日までの期間を含む。)の利息は、毎月の貸越金の最終残高について付利単位100円、1年を365日とした日割計算で経過1ヶ月分を算出した金額とします。
利息情報の入手方法	鳥取信用金庫ホームページに表示しています。もしくは、当金庫の本支店までお問合せください。
返済試算額の入手方法	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。
ご 用 意 いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者ご本人及びお子様の年齢と関係を確認できる書類(運転免許証・健康保険証など) ・ 返済用口座(総合口座または普通預金)の通帳と届出印 ※ 上記の口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただきます。 ・ 所得の確認資料(所得証明書、源泉徴収票など) ※ 申込金額300万円を超える場合に必要となります。 ・ 資金使途を証明する書類 <p>【お申込時のみ】 合格証明書、在学証明書など</p> <p>【借換の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借換対象借入金の返済予定表及び返済用口座通帳の写しなど ・ お借入実行後に借換対象借入金の完済状況を確認する書類 ・ 対象資格確認書類(合格通知書、入学証明書、在学証明書、学生証など。及び受験料確認資料)
そ の 他	保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくは本部業務推進部(9時～17時、電話:0120-260-262)までお申し出ください。
紛争解決処置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。